

南三陸金華山国定公園

公園区域及び公園計画変更書

[三陸復興国立公園指定に伴う解除]
(案)

(環境省原案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の解除	1
1	解除理由	1
2	解除する公園区域	2
第 2	公園計画の解除	25
1	変更理由	25
2	規制計画の変更	26
(1)	保護規制計画及び関連事項	26
ア	特別地域	26
(ア)	特別保護地区	31
(イ)	第 1 種特別地域	33
(ウ)	第 2 種特別地域	38
(エ)	第 3 種特別地域	45
イ	関連事項	53
(ア)	普通地域	53
ウ	面積内訳	55
3	事業計画の変更内容	57
(1)	施設計画	57
ア	保護施設計画	57
イ	利用施設計画	58
(ア)	集団施設地区	58
(イ)	単独施設	59
(ウ)	道路	62
a	車道	62
b	歩道	63

第1 公園区域の解除

1 解除理由

南三陸金華山国定公園は、宮古市から続く我が国で最大規模のリアス海岸の南部に当たる地域であり、海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り混じりる。当地域の地先は暖流・寒流の合流点であり、その影響もあって、北方系と南方系の植生が混在することが特徴である。南下するに従ってクロマツ林からタブノキなど暖温帯系の常緑広葉樹の混入が多くなる。沿岸の離島の一部はウミネコ、ウトウ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。田東山は気仙沼市と南三陸町にまたがる山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは太平洋、リアス海岸、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。登米市津山地区は横山不動尊大及び柳津虚空蔵尊周辺の地域であり、モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした良好な自然林が保たれている。

本地域は、これらの自然の風景地が評価され、南三陸金華山国定公園に指定（昭和54年3月30日当初指定）されている。

平成22年度に評価を行ったところ（国立・国定公園総点検事業（平成22年10月、環境省公表））、その地形の形成史及び地質の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、本地域を含む青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成し、三陸復興国立公園として指定するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を行うことなどのグリーン復興プロジェクトを推進することとしている（三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月、環境省公表））。

以上を踏まえ、今般、南三陸金華山国定公園の地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景形式とした三陸復興国立公園に編入し、風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適正な利用の推進を図ることとした。

これに伴い、南三陸金華山国定公園の指定を解除するものである。

2 解除する公園区域

南三陸金華山国定公園の区域の全部を次のとおり解除する。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	解除	<p>宮城県石巻市内</p> <p>国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 512 林班、514 林班、515 林班、517 林班から 532 林班、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班、570 林班、571 林班及び 574 林班の全部並びに 516 林班、559 林班及び 569 林班の各一部</p> <p>宮城県石巻市</p> <p>網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、小積浜、鮫浦、清水田浜、田代浜、竹浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△12,915</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td>国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-									
公	-									
私	-									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の全部並びに 353 林班の一部</p> <p>宮城県気仙沼市 磯草、大初平、大前見島、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、小前見島、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、本吉町赤牛、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び横沼、の全部並びに唐桑町北中、唐桑町宿浦、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>	<p>三陸復興国立公園として指定するため。</p>	

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 535 林班から 537 林班の各一部</p> <p>宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県本吉郡南三陸町</p> <p>歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字底土、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	解除	宮城県気仙沼市 本吉町泉沢、本吉町午王野沢及び 本吉町蕨野の各一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津町字払川の全部並びに歌津 町字樋の口の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△151 国 - 公 - 私 -
3	解除	宮城県登米市 津山町横山及び津山町柳津の各 一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△837 国 - 公 - 私 -
変更部分 面積計				△13,903 国 - 公 - 私 -
変更前 公園面積				13,903 国 - 公 - 私 -
変更後 公園面積				0 国 - 公 - 私 -

(表2：公園区域(海城)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	解除	<p>宮城県石巻市</p> <p>網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の地先海面の一部</p> <p>宮城県気仙沼市</p> <p>本吉町赤牛、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門及び本吉町谷地の全部並びに本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部の地先海面の一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	△23,156

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部の地先海面の一部</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字石浜、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部の地先海面の一部</p>	8	

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	△23,156
			変更前 公園面積	23,156
			変更後 公園面積	0

第2 公園計画の廃止

1 廃止理由

南三陸金華山国定公園は、平成22年に実施された国立・国定公園総点検事業において、その地形の形成史及び地質の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、本地域を含む青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成し、三陸復興国立公園として指定するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を行うことなどのグリーン復興プロジェクトを推進することとしている（三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月、環境省公表））。

以上を踏まえ、今般、南三陸金華山国定公園の地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景形式とした三陸復興国立公園に編入し、風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適正な利用の推進を図ることとした。

これに伴い、南三陸金華山国定公園の公園計画を廃止するものである。

2 規制計画の廃止内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域全部を、次のとおり廃止する。

(表3：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
宮城県		0	石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 512 林班、514 林班、515 林班、517 林班、 518 林班、520 林班から 532 林班、557 林 班、558 林班、565 林班から 568 林班、570 林班、571 林班及び 574 林班の全部並び に 516 林班、519 林班、559 林班及び 569 林班の各一部 石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、 雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、 雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町 十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小 積浜、鮫浦、清水田浜、田代浜、竹浜、 月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福 貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	9,014
		国 - 公 - 私 -	国 - 公 - 私 -	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
		0	気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の全部並びに 353 林班の一部 気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町泉沢、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町午王野沢、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び本吉町蕨野の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部	281
		0	登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	837
		国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
		0	牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 535 林班から 537 林班の各一部	1,797
		国 - 公 - 私 -	飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石 原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、 高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の 各一部	国 - 公 - 私 -

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
		0	本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部 本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中 山、歌津字名足、歌津町字払川、歌津字 馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、 志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小 細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字 津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の 全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌 津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌 津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、 歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、 歌津字平棚、歌津町字樋の口、歌津字町 向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄 木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字 近東、戸倉字底土、戸倉字下道、戸倉字 寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字 藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津 川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	1,718
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含 む。)	国 - 公 - 私 -	国 - 公 - 私 -	

都道府 県名	変更後		変更前							
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)						
			変更部分面積合計	13,669 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-									
公	-									
私	-									
			変更前特別地域面積	12,662 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-									
公	-									
私	-									
			変更後特別地域面積	0 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-									
公	-									
私	-									

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の全部を、次のとおり廃止する。

(表 4 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	特別地域の削除	椿島（野島、竹島）	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△7 国 - 公 - 私 -
2	削除	特別地域の削除	松島	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字寺浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△1 国 - 公 - 私 -
3	削除	特別地域の削除	八景島（小八景島、ハテ崎）	宮城県石巻市雄勝町分浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△17 国 - 公 - 私 -
4	削除	特別地域の削除	江ノ島列島（江ノ島、笠貝島、足島、平島、二股島）	宮城県牡鹿郡女川町江島の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△26 国 - 公 - 私 -

5	削除	特別地域の削除	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 502 林班から 509 林班の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△361
						国 -
						公 -
						私 -
変更部分面積計						△412
変更前 特別保護地区面積						412
変更後 特別保護地区面積						0

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の全部を、次のとおり廃止する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	宮城県石巻市 狐崎浜及び福貴浦の 各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△87 国 - 公 - 私 -
7	削除	特別地域の削除	金華山島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 502 林班から 509 林班の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△355 国 - 公 - 私 -
8	削除	特別地域の削除	網地島	宮城県石巻市 長渡浜及び田代浜の 各一部並びに地先島 嶼及び地先岩礁	三陸復興国立公園として指定するため。	△5 国 - 公 - 私 -

9	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 511 林班、512 林班、522 林班、524 林班及び 532 林班の 各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、給分浜、小 網倉浜、泊浜、新山 浜、谷川浜及び寄磯 浜の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△496 国 - 公 - 私 -
10	削除	特別地域の削除	御前浜、 女川湾沿 岸	宮城県牡鹿郡女川町 出島、尾浦及び塚浜 の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△88 国 - 公 - 私 -
11	削除	特別地域の削除	雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 565 林班の一 部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町 桑浜及び雄勝町船越 の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△109 国 - 公 - 私 -

12	削除	特別地域の削除	北上川河口	宮城県石巻市 雄勝町名振及び尾崎の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△5 国 - 公 - 私 -
13	削除	特別地域の削除	神割崎及び北上沿岸	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△41 国 - 公 - 私 -
14	削除	特別地域の削除	志津川湾岸	宮城県本吉郡南三陸町 志津川字大森、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△37 国 - 公 - 私 -

15	削除	特別地域の削除	歌津半島及び志津川湾岸	宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の浦の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑及び歌津字寄木の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△108 国 - 公 - 私 -
16	削除	特別地域の削除	本吉海岸	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林 管理署 346 林班の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△1 国 - 公 - 私 -
変更部分面積計						△1,332 国 - 公 - 私 -
変更前 第1種特別地域面積						1,332 国 - 公 - 私 -

<p style="text-align: center;">変更後 第1種特別地域面積</p>		0
	国	-
	公	-
	私	-

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の全部を、次のとおり廃止する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
17	削除	特別地域の削除	田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△47 国 - 公 - 私 -
18	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 531 林班の各 一部 宮城県石巻市 狐崎浜及び小積浜の 各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△58 国 - 公 - 私 -
19	削除	特別地域の削除	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 502 林班から 509 林班の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△188 国 - 公 - 私 -

20	削除	特別地域の削除	網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△113 国 - 公 - 私 -
21	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 510 林班から 512 林班、515 林班、518 林班から 522 林班、524 林班、525 林班、528 林班、529 林班及び 532 林班の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、大原浜、給分浜、鮫浦、泊浜、新山浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△1,055 国 - 公 - 私 -
22	削除	特別地域の削除	出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島、桐ヶ崎、指ヶ浜及び竹浦の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△56 国 - 公 - 私 -

23	削除	特別地域の削除	女川湾及びコバルトライン沿線	宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 536 林班及び537 林班の一部 宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、尾浦、大石原浜、小乗浜、高白浜、塚浜、野々浜及び横浦の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△597 国 - 公 - 私 -
24	削除	特別地域の削除	雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 557 林班、565 林班及び 570 林班の各一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越及び雄勝町分浜の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△337 国 - 公 - 私 -
25	削除	特別地域の削除	北上川河口	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 571 林班の一部 宮城県石巻市 河北町須賀の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△19 国 - 公 - 私 -

26	削除	特別地域の削除	横山、大柳津地区	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△57 国 - 公 - 私 -
27	削除	特別地域の削除	北上沿岸	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△150 国 - 公 - 私 -
28	削除	特別地域の削除	志津川湾	宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字小細谷の全部 並びに戸倉字太田、 戸倉字合羽沢、戸倉 字寺浜、戸倉字下道 及び戸倉字長清水の 各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△90 国 - 公 - 私 -

29	削除	特別地域の削除	歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字森畑、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△200 国 - 公 - 私 -
30	削除	特別地域の削除	田束山	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字樋の口の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△14 国 - 公 - 私 -

31	削除	特別地域の削除	本吉海岸	<p>宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林 管理署 346 林班及び 353 林班の各一部</p> <p>宮城県気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町 川原、本吉町九多丸、 本吉町小金沢、本吉 町小浜、本吉町中島、 本吉町日門及び本吉 町谷地の全部並びに 本吉町天ヶ沢、本吉 町歌生、本吉町大谷、 本吉町沖の田、本吉 町蔵内、本吉町今朝 磯、本吉町野々下、 本吉町前浜、本吉町 三島及び本吉町道外 の各一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△138</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											
32	削除	特別地域の削除	田東山	<p>宮城県気仙沼市 本吉町午王野沢の一 部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△12</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											

	変更部分面積計	△3,13 ※
		国 -
		公 -
		私 -
	変更前 第2種特別地域面積	3,131
		国 -
		公 -
		私 -
	変更後 第2種特別地域面積	0
		国 -
		公 -
		私 -

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の全部を、次のとおり廃止する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
33	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林 管理署 531 林班の一部 宮城県石巻市 狐崎浜、小積浜、竹 浜、月浦、福貴浦及 び牧浜の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△635 国 - 公 - 私 -
34	削除	特別地域の削除	田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△163 国 - 公 - 私 -

35	削除	特別地域の削除	牡鹿半島	<p>宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 514 林班、517 林班、523 林班、526 林班及び 527 林班の全部並びに 510 林班から 512 林班、515 林班、516 林班、518 林班から 522 林班、524 林班、525 及び 528 林班から 530 林班の各一部</p> <p>宮城県石巻市 鮎川浜、大原浜、給分浜、小網倉浜、鮫浦、清水田浜、泊浜、新山浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△3,212</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											
36	削除	特別地域の削除	金華山島	<p>宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 507 林班の一部</p> <p>宮城県石巻市 鮎川浜の一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△21</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											

37	削除	特別地域の削除	網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜の 各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△266 国 - 公 - 私 -
38	削除	特別地域の削除	女川湾	宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林 管理署 535 林班及び 536 林班の各一部 宮城県牡鹿郡女川町 石浜、尾浦、御前浜、 桐ヶ崎及び竹浦の各 一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△938 国 - 公 - 私 -
39	削除	特別地域の削除	出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△79 国 - 公 - 私 -
40	削除	特別地域の削除	江ノ島	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△13 国 - 公 - 私 -

41	削除	特別地域の削除	雄勝半島	<p>宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 558 林班及び 566 林班から 568 林班の全部並びに 557 林班、559 林班、565 林班、569 林班及び 570 林班の各一部</p> <p>宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町船越、雄勝町名振、雄勝町分浜、尾崎及び長面の各一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△818</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											
42	削除	特別地域の削除	北上川河口	<p>宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 574 林班の全部及び 571 林班の各一部</p> <p>宮城県石巻市 河北町須賀の一部</p>	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△169</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											

43	削除	特別地域の削除	横山、大柳津地区	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△780 国 - 公 - 私 -
44	削除	特別地域の削除	北上沿岸	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△287 国 - 公 - 私 -
45	削除	特別地域の削除	志津川湾	宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字長清水、戸倉字底土、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△898 国 - 公 - 私 -

46	削除	特別地域の削除	歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜及び志津川字深田の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字砂浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字寄木、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△270</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											
47	削除	特別地域の削除	田束山	宮城県本吉郡南三陸町 歌津町字弘川の全部並びに歌津町字樋の口の一部	三陸復興国立公園として指定するため。	<p style="text-align: right;">△93</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-											
公	-											
私	-											

48	削除	特別地域の削除	本吉海岸	宮城県気仙沼市 本吉町後田、本吉町下宿、本吉町菅の沢及び本吉町二十一浜の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△98 国 - 公 - 私 -
49	削除	特別地域の削除	田束山	宮城県気仙沼市 本吉町泉沢、本吉町午王野沢及び本吉町蔵野の各一部	三陸復興国立公園として指定するため。	△32 国 - 公 - 私 -
変更部分面積計						△8,772 国 - 公 - 私 -
変更前 第3種特別地域面積						8,772 国 - 公 - 私 -

変更後 第3種特別地域面積		0
	国	-
	公	-
	私	-

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の全部を、次のとおり廃止する。

(表 8 : 普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
宮城県		0 国 - 公 - 私 -	石巻市内	△256 国 - 公 - 私 -
			国有林宮城北部森林管理署 519 林班の一 部	
			石巻市	
			給分浜及び十八成浜の各一部	
			変更部分面積合計	△256 国 - 公 - 私 -
			変更前 普通地域面積	256 国 - 公 - 私 -
			変更後 普通地域面積	0 国 - 公 - 私 -

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表9：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			海城公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)				
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			合計 (陸域)								
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
宮 城 県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	地種区分別面積 (比率)				0 (0)			0 (0)			0 (0)											
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)												0 (0)								
	地域別面積 (比率)	0 (0)											0 (0)			0 (0)						
合 計 県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	地種区分別面積 (比率)				0 (0)			0 (0)			0 (0)											
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)												0 (0)								
	地域別面積 (比率)	0 (0)											0 (0)			0 (0)			0 (0)			
																	合計(陸域・海域)			0		

3 事業計画の廃止内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を廃止する。

(表 11：保護施設解除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
1	植生復元	宮城県石巻市（金華山）	昭和 54 年 10 月 12 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を廃止する。

(表 12：集団施設地区廃止表)

番号	名称	種類	位置	告示年月日	理由
1	神割崎	宿舎、野営場、園地、 道路(歩道)、給水施設	宮城県石巻市十三浜 字石生及び宮城県本 吉郡南三陸町戸倉字 寺浜の一部	昭和54年3月30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更 に振り替えるもの。
2	山鳥渡	宿舎、野営場、園地、 博物展示施設、給水施設	宮城県石巻市牡鹿町 鮎川浜字万治下及び 字駒ヶ峯の一部	昭和54年3月30 日	三陸復興国立公園の公園計画 変更指定のため。

(イ) 単独施設

次の単独施設を廃止する。

(表 13：単独施設廃止表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
1	海水浴場	宮城県気仙沼市（大谷）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
2	海水浴場	宮城県気仙沼市（赤崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
3	園地	宮城県気仙沼市、本吉郡南三陸町 （田束山）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
4	駐車場	宮城県本吉郡南三陸町（南の沢）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
5	園地	宮城県本吉郡南三陸町（末の崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
6	園地	宮城県本吉郡南三陸町（歌津崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
7	海水浴場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
8	野営場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
9	海水浴場	宮城県本吉郡南三陸町（松崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
10	園地	宮城県登米市（不動尊）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
11	園地	宮城県登米市（虚空蔵尊）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
12	園地	宮城県登米市（大峰山）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
13	園地	宮城県石巻市（金比羅崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
14	海水浴場	宮城県石巻市（白浜）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
15	海水浴場	宮城県石巻市（長面）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
16	野営場	宮城県石巻市（長面）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
17	園地	宮城県石巻市（峠崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
18	園地	宮城県石巻市（菫浜）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
19	園地	宮城県石巻市（白銀崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
20	園地	宮城県石巻市（丁名崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
21	園地	宮城県牡鹿郡女川町（指浜）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
22	園地	宮城県牡鹿郡女川町（出島）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
23	園地	宮城県牡鹿郡女川町（桐ヶ崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
24	園地	宮城県牡鹿郡女川町（大六天）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
25	園地	宮城県牡鹿郡女川町（大貝崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
26	水族館	宮城県牡鹿郡女川町（大貝崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
27	園地	宮城県牡鹿郡女川町（江の島）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
28	園地	宮城県石巻市（寄磯）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
29	園地	宮城県石巻市（大草山）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
30	園地	宮城県石巻市（厚井崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
31	園地	宮城県石巻市（仁王崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
32	園地	宮城県石巻市（鮑荒崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
33	船舶運輸施設	宮城県石巻市（金華山）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
34	園地	宮城県石巻市（御番所）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
35	園地	宮城県石巻市（黒崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
36	園地	宮城県石巻市（清崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に伴って振り替えるもの。
37	野営場	宮城県石巻市（清崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
38	海水浴場	宮城県石巻市（白浜）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
39	宿舎	宮城県石巻市（小淵）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
40	園地	宮城県石巻市（小淵）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
41	舟遊場	宮城県石巻市（小淵）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
42	海中展望施設	宮城県石巻市（小淵）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
43	園地	宮城県石巻市（牧ノ崎）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
44	園地	宮城県石巻市（網地）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
45	園地	宮城県石巻市（渡波滅生）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
46	宿舎	宮城県石巻市（小積）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
47	園地	宮城県石巻市（小積）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
48	園地	宮城県石巻市（月の浦）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
49	園地	宮城県石巻市（田代島）	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
50	園地	宮城県石巻市北上町（上ノ山）	平成 8 年 4 月 16 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を廃止する。

(表 14：道路（車道）廃止表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
1	歌津崎線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字馬場・国定公園界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字泊浜） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字稲淵・国定公園界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字尾崎）	長須賀	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
2	大柳津線	起点－宮城県登米市（津山町大柳津・国定公園界） 終点－宮城県登米市（津山町大柳津・虚空蔵尊）		昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
3	志津川・北上線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字波伝谷・国定公園界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字津ノ宮・国定公園界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字滝浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（北上町大指・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（北上町大指・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（北上町小指・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（北上町小泊・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（北上町月浜・国定公園界）	神割崎	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
4	河北・大須・雄勝線	起点－宮城県石巻市（河北町尾崎・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町小浜・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町船越・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町大浜・国定公園界）	名振、大須、 羽坂	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
5	峠崎線	起点－宮城県石巻市（雄勝町船越・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町荒・国定公園界）	峠崎	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
6	女川・雄勝線	起点－宮城県石巻市（雄勝町分浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町波板・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町波板・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町指ヶ浜・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町御前浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町桐ヶ崎・国定公園界）	尾浦、竹浦	平成 6 年 12 月 9 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
7	竹の浦・出島線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（竹の浦） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（出島・国定公園界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（出島・国定公園界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（寺間・国定公園界）		昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。
8	牡鹿半島公園線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・国定公園界）	大六天、大草 山、山鳥	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更により振り替えるもの。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
9	牡鹿半島東海岸線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町駒ヶ峰） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町谷川浜・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（牡鹿町谷川浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮫浦・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮫浦・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町寄磯浜・国定公園界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（飯子浜・国定公園界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（野々浜・国定公園界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（大石原・国定公園界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜・国定公園界）	新山浜、厚井 崎、泊	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
10	神割崎観光線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字寺浜・国定公園界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字寺浜・町界）	神割崎	平成 11 年 1 月 8 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。

b 歩道

次の歩道を廃止する。

（表 15：道路（歩道）廃止表）

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
1	歌津町・末の崎線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字南の沢・国定公園界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字尾崎・歌津崎）	末の崎、石浜	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
2	横山線	起点－宮城県登米市（津山町横山・国定公園界） 終点－宮城県登米市（津山町横山・国定公園界）	天神山、不動 尊	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
3	虚空蔵・大峰山線	起点－宮城県登米市（津山町柳津・国定公園界） 終点－宮城県登米市（津山町大峰山・国定公園界）	虚空蔵尊	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
4	神割崎線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（志津川字寺浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（北上町大指・国定公園界）	神割崎、小滝	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
5	白銀崎・大須崎線	起点－宮城県石巻市（雄勝町大須・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町羽坂・国定公園界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町羽坂・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町桑浜・国定公園界）	小富士山、葦 浜	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
6	出島線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（出島・国定公園界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（寺間・国定公園界）		昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
7	寄磯線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町寄磯浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町寄磯浜・国定公園界）		昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。
8	厚井崎線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町泊浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町新山浜・国定公園界）	厚井崎	昭和 54 年 3 月 30 日	三陸復興国立公園に指定するため。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
9	金華山島線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・亀石・歩道分岐点） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・大函崎・歩道合流点） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・仁王崎） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・鮑荒崎） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・金華山西岸・歩道合流点） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・金華山中腹）	仁王崎	平成2年8月18日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
10	鮎川・山鳥線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜山鳥） 起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜黒崎） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・一の鳥居）	御番所	昭和54年3月30日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
11	清崎線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜）		昭和54年3月30日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。
12	牧ノ崎線	起点－宮城県石巻市（牡鹿町給分浜・国定公園界） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町給分浜・国定公園界）	牧ノ崎	昭和54年3月30日	三陸復興国立公園に指定するため。
13	東北自然歩道	起点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・亀石・歩道分岐点） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・大函崎・歩道合流点） 終点－宮城県石巻市（牡鹿町鮎川浜・金華山島東）	東ノ崎、鮑荒 崎、山頂	平成2年8月18日	三陸復興国立公園の公園計画変更に取り替えるもの。